

6次産業化の推進に向けた農業者支援のあり方に関する研究

—6次産業化プランナーを事例として—

A study of the support system of farmers to promote the 6th industry.

氏名 志村 優紀

指導教員名 中島 正裕

1.はじめに

6次産業化^{注1)}の更なる普及・推進を目的とする「六次産業化法」が2011年3月に施行され、6次産業化を志向する農林漁業者に対し政府による統一的な支援体制が整備された。しかし、農林漁業者にとって同法に基づく総合化事業計画(以下、事業計画)^{注2)}の認定取得や事業計画の遂行は、時間・知識・経験の面でハードルが高い取り組みである。このような状況を鑑み、同年7月、6次産業化を支援する人材として6次産業化プランナー(以下、プランナー)が設置された。設置から1年以上が経過し農業者支援のあり方が問われる中、プランナーの実態と有効性は未解明である。そこで本研究では、6次産業化における①プランナーの支援内容の特性、②プランナーによる支援の具体的内容とその効果、及び③プランナーを介した加工品開発過程を解明する。

2.研究方法

2.1 六次産業化法に基づく支援体制

県や農政局等が窓口となり、農林漁業者にプランナーが派遣される。プランナーは個別相談を行い、農林漁業者に事業計画の認定取得の意向がある場合、認定に向けた支援を行う。認定取得後は、事業者の希望に応じて事業計画の遂行に携わる。これらにかかる費用は国の助成金により賄われており、事業者は無償で支援を受けることができる。

2.2 調査対象者の選定

調査対象者は青森県でプランナーとして活動しているS氏を選定した。同氏は、県内に32件ある認定事業計画のうち13件の認定を支援した実績を持つ(2012年11月現在)。さらに本研究では同氏が支援を行った認定事業者のうち、協力が得られた10事業者を調査対象者として選定した。

2.3 調査・分析方法

目的①では、S氏が記録した活動報告書に基づき、10事業者への支援内容を分析し、その分類を行った。目的②では、参与観察としてS氏による10事業者への

支援業務立ち合いを行った。さらに事業者をタイプ別に分類し、各分類の代表的な事業者に対し、ヒアリングを行った。目的③では、ナレッジマネジメント分野において用いられるSECIモデル^{注3)}を採用した。

3.プランナーの支援内容の特性

3.1 事業者概要

10事業者11事業の概要を表1に示す。加工品開発が8事業、新販路の構築が2事業、体験型農園が1事業であった。加工品開発における使用品目の内訳は、野菜が6事業、米、大豆等、鶏卵が各1事業であった。また、10事業者中8事業者が法人であった。

3.2 時間別にみた支援内容分類

2011年8月～2012年8月の活動報告書(計161時間分)の分析を行い、支援内容を分類した。その結果①事業計画申請②栽培指導③施設整備④マーケティング⑤商品開発⑥経営指導⑦他主体との連携⑧補助事業の8つに分類することができた。

事業計画申請が30%(49時間)と最も多く、次いで補助事業が20%(33時間)となった。両者は煩雑な事務処理を伴うため、多くの支援要請があったと考えられる。この他、商品開発、経営、マーケティング等、農業者がこれまで経験のない2・3次産業に関係する支援が全体で42%を占めた。一方、農業者の専門分野である栽培指導はわずか2%(3時間)であった。

表1 事業者概要

事業者	事業内容	使用品目	経営形態	従業員数	耕作面積 ^{ha}
A	米粉加工菓子の販売開発における投産施設との連携	米粉	有限会社	5	72
B	養鶏事業におけるギフト商品の開発と新販路	鶏卵	有限会社	10	-
C	ゴールドトマトの加工による地域ブランドの構築	トマト	個人事業主	2	0.1
D	6次産業化を活用した地域雇用事業(製造業から食産業への転換)	リンゴ等	株式会社	2	1.9
E	ニンニクの生産、加工、販売の一貫システムによる地域活性化事業	ニンニク	農事組合法人	7	3.5
F	トマトのジュース加工や販路開拓による経営改善事業	トマト	個人事業主	3	43
G	紫黒米やつくね芋を活用した商品開発及びトマト加工品など多角的小規模生産者商品開発事業	米、トマト、つくね芋	合同会社	2	6.5
H	もち小麦の商品化と地域ブランドの確立及び大豆加工品の促進事業	大豆、もち小麦	農事組合法人	70	158
I	週末体験型自然栽培農園	米、野菜	個人事業主	1	0.6
J	地域の特産品である、にんにくを活用した新商品の開発及び新販路の構築による収入安定化事業	ニンニク	合同会社	9	15
F	冬野菜直売システムを活用した地域農業の活性化のための女性による農業経営の安定化事業	アスパラ、チコリー等	合同会社	3	43

3.3 時系列でみる事業者ごとの支援内容

事業者(A~J)ごとの支援内容を時系列的に整理した結果を図1に示す。累計相談時間は、3.5時間(事業者B)~44時間(事業者E)と差があった。10事業者とも認定取得前(図中、**認**より左側)に事業計画申請の項目が集中した。また、一回の個別相談で複数の項目に関する支援を行うケースが多かった。その中でも、「施設整備と補助事業」あるいは「商品開発と他主体との連携」の組み合わせが多い、等の傾向がみられた。

4. プランナーによる支援の具体的内容とその効果

10事業者を経営形態と農業経験により分類し、各分類を代表する4事業者(E,G,I,J)を選定した(表2)。ヒアリング結果の分析から、以下の知見が得られた。

S氏は、事業者の意図や想いを引き出し、それらを正確に反映しながら、事業計画書類の作成、及び補助事業申請書類の作成補助を行った。補助事業に関する支援は元行政職員というS氏の経歴により可能であった。これらの支援により、事業者は煩雑な事務処理から解放され、農作業と商品開発に専念できるようになった。また、商品開発、マーケティング等の幅広い分野についても、事業者に合わせて助言や情報提供を行った。S氏の専門外の分野である食品加工等の支援要請に対しても専門家との連携等で対応した。

これらの支援を受ける中、事業者は自身が意思決定を行うという主体性のもとで行動していた。事業者がプランナーに過度に依存することなく、事業者の自立性と事業の持続性が確保されていたといえる。

5 プランナーを介した加工品開発過程

5.1 SECIモデルの概要とその意義

SECIモデルとは、暗黙知と形式知^{注3)}の相互変換により新たな知識が創造される過程を体系的に示すモデル

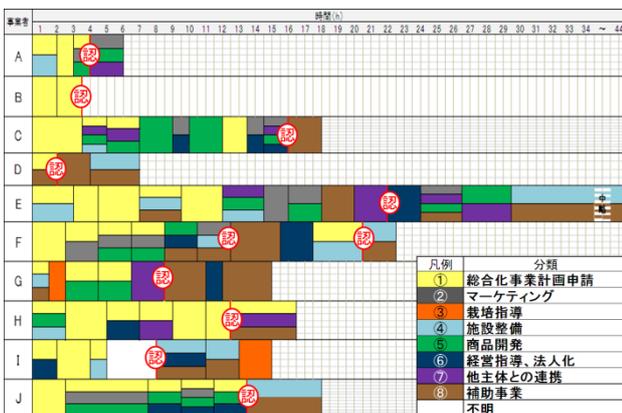


図1 時系列でみる事業者ごとの支援内容

表2 事業者のタイプ分けと個別事例の選定

農業経験 \ 経営形態	個人	法人
農業者	C, F, G	A, B, H, J
他産業から新規参入	I	D, E

ルである。個人の暗黙知の「共同化」、暗黙知を形式知に変換する「表出化」、個別の形式知の組み合わせにより体系的な形式知を創造する「連結化」、体験による形式知の「内面化」の4つのモードで構成される。

事例報告に終始しがちであるプランナーを介した加工品開発過程に対して理論的モデルを援用することで、その普遍性の構築に寄与すると考えた。

5.2 プランナーを介した加工品開発過程

事業者Eによるニンニク加工品開発を代表事例として選定し、SECIモデルを援用した結果を図2に示す。

支援初期段階でのヒアリング、圃場見学、試作品の試食等により、Eの構想と試作品の持つポテンシャル(暗黙知)がS氏とEの間で共有された【共同化】。S氏とEとの対話を通し、6次産業化の目的、加工品の具体的な事項(コンセプト、レシピ、販売計画等)が文章(形式知)化された【表出化】。それらの組み合わせにより事業計画書(形式知)が作成された【連結化】。計画書に基づき加工品が製造された【内面化】。加工品は消費者からの要望や、製造・販売過程で生じる課題により新たな暗黙知を創出し、知識変換を繰り返しながら改良される。

6. まとめ

本研究では6次産業化におけるプランナーの支援の実態とその有効性を解明した。今後の課題として、事業内容(使用品目)ごとの支援の特性等、異なる観点からの分析や、S氏以外のプランナーへの調査による事例の蓄積が求められる。

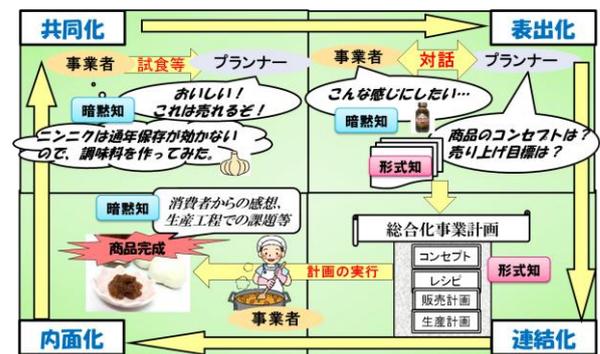


図2 プランナーを介した加工品開発過程

参考文献・注釈

[1]野中,竹中(1996)「知識創造企業」東洋経済新聞社

注1)農林漁業者が、生産、加工、流通・販売を一貫して行うことで農林漁業の活性化と資源の有効活用を図る取り組み。

注2)農林漁業者が自らの生産物を用いて新商品の開発や新たな販売方法を行うもの。認定事業者は、農業改良資金金融通法の特例、都市計画法の特例等の優遇、助成金の交付(別途申請)を受けることができる。(2012年11月現在の認定件数は1081件)

注3)暗黙知は職人の技など身体的で文章化できない知識を指す。形式知は文章等により伝達可能な知識を指す。